



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 公安委員会規則		
*9 高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則		..... 1
○ 告示		
729 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	..... 2
730 〃	( 〃 )	..... 2
731 平成27年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	( 〃 )	..... 2
732 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課)	..... 4
733 農用地利用配分計画の認可	(経営支援課)	..... 7
734 道路の区域変更	(道路保全課)	..... 7
735 道路の供用開始	( 〃 )	..... 7
736 平成27年度及び平成28年度和歌川ポンプ場電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(河川課)	..... 8
737 道路の位置の指定	(都市政策課)	..... 11
738 〃	( 〃 )	..... 11
739 貸付金の償還金の収納事務の委託	(教育委員会)	..... 11
○ 選挙管理委員会告示		
*70 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正		..... 11
○ 公告		
入札公告	(河川課)	..... 12

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第9号

高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年6月16日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則

高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則(平成21年和歌山県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号ア中「。以下同じ」を削り、同号イ中「第117条の4第4号」を「第117条の2の2第11号」に改め、同号ウ中「刑法(明治40年法律第45号)第208条の2若しくは第211条第2項」を「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条まで」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第2号イ(ア)中「については、」の次に「普通自動車免許に係る」を、「教習指導員資格者証(」の次に「以下「教習指導員資格者証」という。」を加え、「普通自動車免許に係るものに限る。」を削り、「又は」の次に「普通自動車免許に係る」を加え、同号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 大型自動二輪車を用いた講習を指導する指導員については、大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は大型自動二輪車免許に係る研修課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの  
第4条第2号イ中(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 普通自動二輪車又は原動機付自転車を用いた講習を指導する指導員については、普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動二輪車免許に係る研修課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの  
第8条第2項中「第38条第15項」を「第38条第16項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第729号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成27年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 特約業者の氏名又は名称  
和歌山フックール株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
和歌山県和歌山市狐島388-1
- 3 特約業者の指定取消しの年月日  
平成27年6月4日

### 和歌山県告示第730号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成27年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 特約業者の氏名又は名称  
有限会社北畑石油
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
和歌山県有田郡有田川町天満549-1
- 3 特約業者の指定取消しの年月日  
平成27年6月4日

### 和歌山県告示第731号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成27年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成27年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

- (1) 業務の名称  
平成27年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託
  - (2) 契約期間  
契約締結日から平成28年3月31日（木）まで
  - 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項  
この一般競争入札に参加することができる者は、平成27年6月16日（火）現在において、次の要件をいづれも満たしている者とする。
    - (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
    - (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
    - (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。
    - (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
    - (5) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。
      - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者
      - イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
  - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (7) 入札公告日から過去5年の間に、当該一般競争入札に付する業務と同種の契約実績を有する者であること。
  - (8) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条に規定する法務大臣の許可を受け、かつ、同法第12条ただし書に規定する法務大臣の承認を受けている者であること。
  - (9) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第2条第3項に規定する探偵業者であること。
  - (10) 全国的な規模で支店又は支社を有する者であること。
- 3 一般競争入札資格審査申請書類及びその配布方法等
  - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。ただし、資格審査申請時点で現に有効な和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、次のイ、ウ、オ、カ、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。
    - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
    - イ 提出日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書
    - ウ 印鑑証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
    - エ 使用印鑑届
    - オ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の写し）
    - カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において発行後3か月を経過していないもの
      - (ア) 法人税並びに消費税及び地方消費税
      - (イ) 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）全税目
    - キ 役員等に関する調書
    - ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
    - ケ 誓約書

コ 2の(7)に規定する契約実績を証する書類の写し及びその業務内容の分かる仕様書等の資料

サ 2の(8)から(10)までの事実を確認できる書類の写し

(2) (1)のア、エ、キ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成27年6月16日（火）から同年7月2日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成27年6月29日（月）午後5時30分までの間に和歌山県総務部総務管理局税務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

(1) 平成27年6月16日（火）から同年7月2日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

(2) 郵送により一般競争入札資格審査申請書類を提出する場合は、書留郵便で平成27年7月2日（木）午後1時まで、和歌山県総務部総務管理局税務課へ必着させること。

#### 5 一般競争入札資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2183

ファクシミリ番号 073-423-1192

電子メールアドレス e0105001@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 一般競争入札資格審査の結果の通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成27年7月6日（月）までに郵送により送付する。

#### 7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

#### 和歌山県告示第732号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成27年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 知事監視製品

(1) 次の写真に示すとおり、被包に「CRASH DLOP」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(2) 次の写真に示すとおり、被包に「FIRE IMPACT HOT」と表示のある製品であって、その内容物が粉末

のもの

- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「FIRE IMPACT TRIP」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「SUNNY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「PREMIUM star」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「Auto Repair」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「PLANET」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「First Class Sayaka」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「LAsT 香 No.3」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「虎」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「獣王」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「蜜」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「FLASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「THE XXX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXY ZONE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「鷹」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「土竜」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「FETISHISM」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「FETISHISM」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE DEVILS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「DEVILS party」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「TROPICAL PARTY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「SPEED DEMOn」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「SNIPER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「SNIPER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「極」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「FLASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「FLASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「FLASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「Sexy Dragon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「GIVE ME KISS」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVEGAME」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「No. 3」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「No. 5」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (35) 次の写真に示すとおり、被包に「No. 7」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「TROPICAL HONEY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (37) 次の写真に示すとおり、被包に「Cool Girl」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (38) 次の写真に示すとおり、被包に「ISLAND」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (39) 次の写真に示すとおり、被包に「Sakura」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (40) 次の写真に示すとおり、被包に「Moe」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (41) 次の写真に示すとおり、被包に「HIPS!!」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (42) 次の写真に示すとおり、被包に「BUM!!」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (43) 次の写真に示すとおり、被包に「Final 香 No. 1」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (44) 次の写真に示すとおり、被包に「TIGER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (45) 次の写真に示すとおり、被包に「発」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (46) 次の写真に示すとおり、被包に「中」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (47) 次の写真に示すとおり、被包に「Excite Night」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (48) 次の写真に示すとおり、被包に「極限エロティック」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (49) 次の写真に示すとおり、被包に「Vanilla」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (50) 次の写真に示すとおり、被包に「Flora」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (51) 次の写真に示すとおり、被包に「Guardian God」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (52) 次の写真に示すとおり、被包に「Stefany」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (53) 次の写真に示すとおり、被包に「Flower」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (54) 次の写真に示すとおり、被包に「シャキシキバーン」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (55) 次の写真に示すとおり、被包に「グルグルドーン」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (56) 次の写真に示すとおり、被包に「シコシコボン」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (57) 次の写真に示すとおり、被包に「パコパコニャーン」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (58) 次の写真に示すとおり、被包に「THE HHH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (59) 次の写真に示すとおり、被包に「THE HH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (60) 次の写真に示すとおり、被包に「THE XX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日  
平成27年6月16日

**和歌山県告示第733号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年6月5日に認可した。

平成27年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第7号-1	西牟婁郡白浜町平字岩本1258外7筆
平成27年度第7号-2	西牟婁郡白浜町内ノ川字狼谷426

**和歌山県告示第734号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海南市重根字地藏免1467番7地先から同市重根字藪田1710番地先まで	旧	4.30 } 10.14	925.12	田津原橋 L=14.10
同上	旧	12.40 } 40.69	924.53	薬師橋 L=18.00
同上	新	12.40 } 40.69	924.53	薬師橋 L=18.00

**和歌山県告示第735号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 海南金屋線

供用開始の区間 海南市重根字地藏免1467番7地先から同市重根字藪田1710番地先まで

供用開始の期日 平成27年6月16日

## 和歌山県告示第736号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成27年度及び平成28年度和歌川ポンプ場電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成27年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する調達業務の名称及び数量並びに契約期間

## (1) 調達業務の名称及び数量

平成27年度及び平成28年度和歌川ポンプ場電力調達

予定調達電力量 1,400,740kWh

## (2) 契約期間

平成27年9月1日から平成28年8月31日まで（平成27年9月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年を満了する日まで）の1年間とする。ただし、本契約は自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても平成28年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、告示日現在において、次の要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。
- (8) 申請日現在において、5年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあっては、原則として、入札に参加を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できる者であること。
- (9) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
- (10) 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者でないこと。
- (11) 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「事業法」という。）第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による届出を行い受理されている特定規模電気事業者であること。
- (12) 申請日現在において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（平成27年2月5日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者で開札までに入札参加資格の要件を満たす見込であるものであること。
- (13) 特定規模電気事業者の届出をした者にあつては、入札に参加しようとする調達施設に要する予定使



用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

- (14) 特定規模電気事業者の届出をした者にあつては、適正な電力供給のための体制が確立されており、供給約款等が整備されている者であること。
- (15) 特定規模電気事業者の届出をした者にあつては、平成26年度末から過去3年間に於いて1の(1)の予定調達電力量以上の電気を1施設で1年以内に供給した実績がある者であること。
- (16) 平成24年度に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の規定による勧告を受けていない者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとし、その手続等については、別に定める競争入札参加資格申請に関する資料のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 誓約書

エ 権限者が営業所長等に委任する場合には、委任状

オ 和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及び確認資料

カ 使用印鑑届

キ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ク 特定規模電気事業者の届出をした者にあつては、次に掲げる書類

（ア）事業法第16条の2第1項の規定により届出をした者であることを証する書面の写し

（イ）平成26年度末から過去5年間に於ける契約実績を証する書類の写し

（ウ）法人にあつては、提出日において発行後3か月を経過していない当該法人の商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書

（エ）直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

（オ）次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 和歌山県が課する県税全税目

c 県内に本店の所在する法人にあつては、当該本店が所在する市町村が課する法人市町村民税

d 支店又は営業所の長に県との取引を委任する法人にあつては、当該支店又は営業所の所在する市町村が課する法人市町村民税

e 個人にあつては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

（カ）2の(13)から(15)までに掲げる資格を証する書類又はその写し

ケ 返信用封筒（郵便法（昭和22年法律第165号）第67条第2項第3号に規定する定形郵便物の封筒に住所及び名称又は商号を記入し、82円切手を貼付したもの）

- (2) (1)の ア から カ までに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成27年6月16日（火）から同月30日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成27年6月16日（火）から同月23日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる所属に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

- (4) (3)の質問に対する回答は、平成27年6月30日（火）午後5時までにファクシミリ又は電話により行

うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

- (1) 平成27年6月23日（火）から同年7月2日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- (2) 郵送により資格審査申請書類を提出する場合は、書留郵便で平成27年7月2日（木）午後3時までに、5に掲げる場所へ必着させること。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3132

ファクシミリ番号 073-433-2147

#### 6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成27年7月14日（火）までに郵送により送付する。

#### 8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成27年7月21日（火）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、平成27年7月28日（火）までに書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

#### 9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から1年間とする。

#### 10 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、2の要件を満たさない者となったときは、その資格を取り消すものとする。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがあるものとする。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
  - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

## 和歌山県告示第737号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
平成27年6月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3291	有田市山地字二ツ石151番1の一部、151番2の一部、151番3の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田基松	平成 27.6.1	5.00	28.48

## 和歌山県告示第738号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
平成27年6月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3294	岩出市曾屋字久保109番の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田基松	平成 27.6.3	6.00	25.40

## 和歌山県告示第739号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、貸付金の償還金の収納の事務を次のとおり委託した。  
平成27年6月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 委託の相手方  
リボーン債権回収株式会社  
東京都港区西麻布二丁目24番11号
- 委託した貸付金の償還金  
修学奨励金の貸付金の償還金に係る未収金のうち県の指定するもの
- 委託期間  
平成27年5月29日から平成28年3月31日まで

## 選挙管理委員会告示

## 和歌山県選挙管理委員会告示第70号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年6月16日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

第2項の表中

「社会福祉法人串本福祉会特別 養護老人ホーム に し き 園	東牟婁郡串本町二色160番地	を
「社会福祉法人串本福祉会特別 養護老人ホーム に し き 園 社会福祉法人串本福祉会特別 養護老人ホーム にしき園 (ユニット型) 社会福祉法人串本福祉会地域 密着型特別養護老人ホーム 上野山にしき園	東牟婁郡串本町二色160番地 東牟婁郡串本町二色160番地 東牟婁郡串本町津荷29番地の2	に改める。

## 公 告

### 入 札 公 告

平成27年度及び平成28年度和歌川ポンプ場電力調達（長期継続契約）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 調達業務の名称及び数量

平成27年度及び平成28年度和歌川ポンプ場電力調達

予定調達電力量 1,400,740kWh

##### (3) 調達業務の仕様等

仕様書による。

##### (4) 調達場所

和歌川ポンプ場

和歌山市塩屋地内

##### (5) 契約期間

平成27年9月1日から平成28年8月31日まで（平成27年9月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年を満了する日まで）の1年間とする。ただし、本契約は自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても平成28年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成27年和歌山県告示第736号に規定する平成27年度及び平成28年度和歌川ポンプ場電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

##### (1) 場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階

##### (2) 期間

平成27年6月16日（火）から同月30日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

#### 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

##### (1) 場所

3の(1)に同じ。

##### (2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、平成27年6月16日（火）から同月23日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3)の質問に対する回答は、平成27年6月30日（火）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

その他質問の方法等については、入札説明書のとおりとする。

#### 5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

##### ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階 会議室1-B

##### イ 入札日時

平成27年8月4日（火）午前10時から

##### ウ 開札場所

アに同じ。

##### エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の競争入札参加資格結果通知書又はその写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成27年8月3日（月）午後3時までに和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に必着するように行わなければならない。

#### 6 入札の方法に関する事項

(1) 入札は、所定の入札書に必要事項を記入して行うこと。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、11の(5)による再度の入札にあつては、この限りでないこと。

(4) 入札の際には、競争入札参加資格結果通知書を提示し、又はその写しを提出すること。

(5) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおりとする。

#### 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

#### 10 入札の延期等

(1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

(2) 入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認められたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課の職員（以下「職員」という。）を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

(7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3132

ファクシミリ番号 073-433-2147

(2) この一般競争入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased :

Electricity about 1,400,740kwh to use at the Wakagawa pumping station

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 4 August 2015

(3) Contact point for the notice :

River Division, River and Sewerage Bureau, Prefectural Land Development Department,  
Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3132

FAX 073-433-2147